

監 発 第 7 1 号
令和6年11月25日

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
農業委員会事務局	8月31日	9月13日～ 11月25日	10月22日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

農業委員会事務局

注意事項

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褄が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【対象の契約書】

- ・令和 6 年度酒田市農業委員会総会議事録調製業務委託契約書（R6. 4. 11～R7. 3. 31）
- ・業務用プリンター賃貸借【長期継続契約】（R3. 11. 1～R8. 10. 31）

○契約書どおりの履行確認が行われていないもの

令和 6 年度酒田市農業委員会総会議事録調製業務委託について、当該業務委託契約書第 2 条では業務完了報告書等の提出は、月ごとの業務委託を完了したとき、検査は業務完了報告書等を受理してから 10 日以内に実施すると定めている。しかし、契約書どおりの履行確認は行われていなかった。

市で契約書（案）を作成し、契約を締結しているものであり、契約書にのっとり適正に事務処理を行うこと。

※令和 6 年度酒田市農業委員会総会議事録調製業務委託

契約期間：R6. 4. 11～R7. 3. 31

契約金額：12,320 円/時間